

会 議 録

会議の名称	平成30年度第2回戸田市都市景観審議会
開催日時	平成31年2月14日(木) 午前9時55分 ~ 午前11時05分
開催場所	市役所本庁舎7階 第5委員会室
委員長等氏名	戸田市都市景観審議会 会長 吉田 慎悟
出席者氏名 (委員)	小畑 益彦、柴田 勇、徳川 和久、江崎 奈穂子、寺尾 博、荒井 歩
欠席者氏名 (委員)	岡田 智秀、庄司 理
傍聴者	なし
事務局	都市整備部 大熊部長、金子次長、早川副参事(都市計画課長事務取扱) 都市計画課 松本主幹、本橋副主幹、金子主任
説明のため 出席した者	株式会社地域計画建築研究所 依藤主任
議 題	諮問案件 第2次戸田市景観計画の策定について(継続審議)
会議結果	別紙「会議の経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議の経過」のとおり
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 第2次戸田市景観計画(素案) ・資料 2 平成30年度第1回戸田市都市景観審議会における意見への対応 ・資料 3 景観形成基準比較表 ・参考資料 第2次戸田市景観計画(素案)の概要
議事録確定	平成31年3月2日 戸田市都市景観審議会 会長 吉田 慎悟

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<u>1. 開会</u>
会長	<u>2. 会長挨拶</u>
会長	<u>3. 議事 (諮問案件)</u>
会長	それでは、諮問案件である、第2次戸田市景観計画の策定について、事務局より説明願います。
事務局	(資料1、資料2及び資料3並びに参考資料について説明)
会長	<p>資料1 第2次戸田市景観計画(素案)については、内容が拡充され、構成も整い、格段に分かりやすくなったと思います。資料2 平成30年度第1回戸田市都市景観審議会における意見への対応に示されているとおり、各委員からの意見にも丁寧に対応されています。</p> <p>資料1における写真の質も全体的に向上していますが、19ページの左下、高層住宅の写真が逆光の状態で撮影されており、暗い印象を与えてしまうので、質が高いものに差し替えをお願いします。</p> <p>それでは、事務局からの説明につきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いします。</p>
委員	資料1 第8章 公共施設等の景観形成において、92ページに公共施設等整備の手続の流れが図で示されていますが、建築確認申請が不要な修繕や模様替の場合、手続はどのようになるのでしょうか。
事務局	<p>図の下、2つ目の注釈に記載のとおり「建築確認申請を伴わない行為の場合は、行為着手の60日前までに事前協議を開始する」こととなります。</p> <p>また、資料1に記載しておりませんが、毎年、修繕などの工事予定について</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
委員	<p>て庁内の施設所管課などに照会しており、景観配慮を行うために景観アドバイザーと協議するよう事前に調整しております。</p> <p>建築確認申請を伴わない行為についても事前協議を行っていくことについては、図の注釈に加えて、本文中にも明文化した方が好ましいと思います。</p> <p>また、共同住宅についても、修繕や模様替の際に色彩を変更することがありますので、同様に明文化した方が好ましいと思います。</p>
会長	<p>大事な視点だと思います。公共施設等における事前協議の対象規模はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>現在、物置や便所など、調整の余地が少ないような小規模な公共施設等については、都市計画課都市景観担当と施設所管課が相談して、製品を選定しています。景観法に基づいた景観計画区域内行為の通知書対象である大規模な公共施設等については、景観アドバイザーと協議しております。</p>
会長	<p>小規模な公共施設等でも、色彩が過度に白い場合や同じ金額でも他社製品の方が景観上、好ましい場合もあります。また、製造元や金額などの制約により、製品に選択の余地が少ない場合においても、「どのように景観に配慮していくのか」という視点を市の職員が習得することが大切です。</p> <p>そのような普及・啓発という視点も込めて、今後は小規模な公共施設等についても景観配慮を行うために、景観アドバイザーとの協議対象にしていくことが好ましいと思います。小規模な公共施設等の方が景観に配慮しやすい場合もあります。</p>
事務局	<p>公共施設等において、建築確認申請を伴わない行為についても事前協議を行う旨を本文中に明文化した方が好ましいというご意見については、資料1の92ページ、2 公共施設等の整備に関する協議・調整の本文中に明文化します。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
委員	<p>資料1 第5章 大規模建築物等の景観形成においても、74ページに手続の流れが図で示されていますが、こちらについても、建築確認申請が不要な修繕や模様替の場合の手続はどのようになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>第5章においては、民間事業者が整備する大規模建築物等を対象としておりますが、こちらについても、手続の流れの図の下、5つ目の注釈に記載のとおり「建築確認申請を伴わない行為の場合は、行為着手の60日前までに事前協議を開始する」こととなります。92ページ同様に、74ページの本文に明文化します。</p>
会長	<p>事前協議・届出手続を通じて、事業者にも景観への意識が根付いていきますので、周知が重要です。</p> <p>例えば、横須賀市では景観パトロールを実施していて、足場が設置され修繕や模様替に伴い、景観法の届出対象となりそうな建物に対し、手続を行うよう指導しています。</p>
事務局	<p>事前協議・届出手続が適切に行われるよう周知していきます。</p> <p>届出対象外の小規模な建物への対応については、事業者に協力を求めていく必要があります、74ページで表現できるように検討していきます。</p>
会長	<p>小規模な建物は、届出対象外なので仕方がないと思います。景観法の届出対象となる大規模建築物等について、事前協議・届出手続の周知徹底をお願いします。</p>
委員	<p>資料1 第8章 公共施設等の景観形成における、91ページ「(5)豊かな緑を創出する」について、前回の審議会の意見を反映していただいていると思います。良好な既存樹木を保全することや適切な維持管理の視点を加筆して、より具体的な表現にしてはどうでしょうか。</p> <p>98ページについては、協働による景観形成に力を入れていることが伝わ</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>ってきていると思います。事務局からの説明の中で「景観について『知る・考える・行動する』」という親しみやすい表現がありました。そのような表現を用いると、市民や事業者の方にも伝わりやすく、より好ましいと思います。</p>
会長	<p>理解しやすく、旗印として掲げることができる言葉は重要ですので、記載に向けて検討を進めてください。</p>
委員	<p>資料2のとおり、前回の審議会での意見に適切な対応がなされていると思います。</p> <p>資料1の61ページや76ページで示されている土地利用方針図の色合が凡例と合っていないように感じます。</p>
事務局	<p>図と凡例を異なるソフトで作成し、印刷等の関係で色合が判別困難になっていますので、調整します。</p>
会長	<p>資料1 第4章 景観形成の目標・方針における、例えば71ページの複合系土地利用（住工共生地）の色彩の基本的考え方について、基調とする色彩がR（赤）系、YR（黄赤）系、Y（黄）系の色相とされています。他の土地利用区分も含めて、この基調とする色彩について、R系を除外してはいいかがでしょうか。</p> <p>景観形成基準では、R系の色相について彩度が低くなるように設定されています。R系の色相については、赤味が強いように感じられるレンガであっても、基準外となるほどに彩度が高くはありません。しかしながら、そのようなR系で高くはないと言える彩度であっても、塗装された壁面を見ると違和感を覚えますので、R系の色相は基調とする色彩からは除いた方がいいと思います。</p> <p>戸田市の建物に用いられている色彩を調査すると、R系は少なく、YR系からY系の色相が中心となっています。色相は5YのよりGY（緑黄）系に</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>近くなっていくと緑の色味が強くなり、5 Y RよりR系に近くなっていくと赤味が強くなります。戸田市を含めた全国的な傾向ですが、ほとんどの建物の外壁の基調色は、10 Y Rを中心として7.5 Y Rから2.5 Yまでの色相に収まります。古来から日本で用いられている石材や木材などの自然材も同様の範囲に収まります。</p> <p>Y R系とY系をすべて含めては色相が少し広いようにも感じますが、少なくともR系は不要だと思います。</p> <p>会長は環境色彩の専門家であり、来年度改定作業を予定しているガイドラインにも関係する内容ですので、本審議会での同意を得た上で、ご意見に沿って対応したいと思います。</p>
会長	<p>次回、J I Sの標準色票等を用いて、委員の皆様に変更を確認していただくのはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料1 84ページに「使用してはならない色彩」がカラーチャートで示されていますが、5 R、10 Rの色相は使用してはならないということでしょうか。</p>
会長	<p>R系を「使用してはならない」ということではなく、「基調色としては積極的に推奨しません」という意味合いです。特に5 Rの色相は、印刷物と塗装された壁面では感じ方が異なり、塗装された壁面をしてみると違和感を覚えます。したがって、建物の外壁の基調色はR系を避けた上で、Y R系、Y系を中心としていくと周囲に馴染みやすくなっていくという意味合いです。</p> <p>Y R系、Y系の中でも色相は分かれており、その色相に応じて、色彩から抱く印象は異なります。したがって、周辺の色相を考慮した上で、景観アドバイザーと事前協議を行い、詳細について調整していくこととなります。</p> <p>小規模で特殊な物件は例外ですが、日本の建物の慣例色を全国的に調査してみると、伝統的な木造の建物を含め、彩度3以下で5 Y Rから5 Yの色相</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>の範囲に収まります。</p> <p>伝統的な建築物と比べて、都市部における建物の外壁の色彩は明るくなってきていますが、B（青）系やP（紫）系を用いることは少なくなってきました。例外的にガラスは特殊な素材で、光の屈折の現象でG（緑）系に見えます。</p>
委員	<p>大規模な共同住宅は、事前協議により誘導していくということですね。</p>
事務局	<p>施主の意向などもあると思いますが、事前協議においては、基準内に収まっても彩度を下げてくださいなど、理解と協力を求めながら、調整を行っていきます。</p>
委員	<p>資料1 1ページの景観計画策定の目的、第4章 39ページの景観形成の目標における本文の内容はともに、前回の審議会時の内容よりも飛躍的に向上していると思います。</p> <p>資料2で各委員の意見への対応が分かりやすくまとめられており、非常に好ましく思います。</p>
会長	<p>第4章 39ページ、最後の文末が「目指してまいります」と表現されており、行政が単独で取組を進めていくように感じられます。</p>
事務局	<p>良好な景観形成は、市民・事業者・行政の3者で協力して市全体で取り組んでいくことが必要ですので、「目指します」という表現に変更します。</p>
会長	<p>それでは、本日の諮問案件については、引き続き事務局にて素案の作成作業を進め、次回の審議会に継続審議することとします。</p>
事務局	<p><u>4. その他</u></p> <p>次回の都市景観審議会は、8月を予定しています。10月に縦覧を行い、</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	市民に意見を募る予定です。 <u>5. 閉会</u>